

「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）」に対して 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について（案）

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年(2017年)12月22日(金)から平成30年(2018年)1月22日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）」についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から、計15件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町等関係機関に対する意見聴取を行った結果、1市から計13件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方と修正点を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（案）」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要		
全体を通した意見	1	4
1 . 計画策定の目的および背景		
2 . 管理すべき鳥獣の種類		
3 . 計画の期間		
4 . 特定管理計画の実施計画		
5 . 現状	2	
6 . 被害対策の状況	2	
7 . 取り組みの評価		
8 . 管理の目標	2	
9 . 施策の内容に関する事項	3	1
10 . その他管理のために必要な事項	5	8
合計	15	13

3 今後の予定

平成30年3月末

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の公表

4 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（案）

別添のとおり

（参考）これまでの経過

<環境審議会>

平成 29 年 6 月 6 日 環境審議会への諮問
6 月 20 日 第 1 回自然環境部会（概要説明）
9 月 19 日 第 2 回自然環境部会（素案について）
11 月 9 日 第 3 回自然環境部会（答申案について）、環境審議会からの答申

<環境・農水常任委員会への報告>

平成 29 年 5 月 17 日 計画の策定予定について報告
10 月 3 日 計画の検討状況の報告
12 月 15 日 県素案（県民政策コメント案）の報告

<その他の意見交換等>

平成 29 年 6 月 9 日 県政経営幹事会議（概要説明）
7 月 13 日 第 1 回カワウ第二種特定鳥獣管理計画検討会
7 月 26 日 滋賀県カワウ総合対策協議会
9 月 11 日 担当者会議（市町、近隣府県、自然保護団体等）
9 月 13 日 第 2 回カワウ第二種特定鳥獣管理計画検討会
9 月 29 日 関係機関協議（市町、国等機関、庁内関係課）
12 月 1 日 県政経営幹事会議（県素案について）
12 月 22 日 県民政策コメントの実施
市町等への県素案（県民政策コメント案）に係る意見照会

1. 「滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
全体を通じた意見			
1		<p>本特定計画を策定するに際しては、これまでの竹生島や滋賀県におけるカワウの個体数の変遷から、ユージン・P・オダムの「生態系管理学」における「個体群爆発」の概念が必須である（Eugene P. Odum. 1971. Fundamentals of Ecology, 3rd Edition. 574pp.）が、こうした科学的に明らかにされた自然の摂理に基づいた生態系管理に関する内容の記載が、特に施策のなかには認められない。つまり、「人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かなバランスのとれた生態系を取り戻す」としているだけで、これを裏付けるような抜本的で具体的な施策の記載に欠如している。</p> <p>竹生島におけるカワウ個体群は平成2年頃まではステージⅠ（自己制御レベル）の状態にあり多くの制御要因によって自己制御レベル以下で増減を繰り返していたことが考えられる。その後、糞害によって枯死木が顕著になり、漁業にも影響が及ぶ等の理由により、平成2年頃から銃器によるカワウの駆除や巢落とし、鳥脅しによる撃退等を行ってきたが、こうした行為によって、カワウの個体数を制御していたサギ類はコロニーを放棄し、猛禽類やカラス等の捕食者は島に寄りつかなくなる等したために、ステージⅡのカワウの増殖を抑えていた要因が除かれてしまい、カワウの個体群は自己制御レベルから脱してしまった。一度このレベルを脱すると、ステージⅢに入ってカワウの増加を制御</p>	<p>本計画では、まずはカワウ個体数がかつて被害が顕在化していなかった頃の4,000羽程度に低減することを目標とし、低位な状態を維持することで将来にわたり「人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かなバランスのとれた生態系を取り戻す」こととしています。施策については、関係者や有識者の意見を得て、各ねぐら・コロニーや被害地の状況にあわせた喫緊の対策を実施しますが、ご意見も参考とさせていただきます。</p>

		<p>するものがなくなり、滋賀県内のカワウは平成20年度の75,000羽の最高点まで増え続けた。カワウの個体数の爆発的増加によって、竹生島のカワウの営巣木のほとんどは猛烈な糞害の影響を受けてわずかな数にまで枯死したり、森林植生の被害で生息域が制限されてしまった。そのため、再び竹生島のカワウの個体数は急減して、残存するわずかな営巣木や生息可能な立地に、自己制御レベル以下の個体数にまで減少してステージⅣに入り、その後は自己制御レベル以下の個体数で増減を繰り返しているのが近年の竹生島のカワウの個体群の現状である。現在は餌の琵琶湖の漁獲量の減少やサギ類が戻ってきたこと、猛禽類やカラス等の捕食者の活動が活発化したこと、営巣木の激減、適当な生息地の縮小などの制御要因によって再び制御を受けている。</p>	
--	--	--	--

5 現状

(2) 生息状況

2	5	<p>カワウのねぐらとコロニーの分布や範囲等は明らかにされているが、それらの分布地における植生の種組成や優占種、階層構造、樹木の種類や枝の張り具合等による営巣適木の立木数等、その他地形条件や地理的条件等についての調査・分析等の立地条件等に関する調査結果が欠如している。こうした調査データを分析することによって、現在のカワウがねぐらやコロニーとしている場所の生息立地条件の共通点や相違等も明らかにされることになる。そうした詳細な生息立地条件に関する調査資料に基づかなければ、特に具体的な施策の策定をすることは難しいものとする。</p>	<p>すべてのねぐら・コロニーや被害地においてご意見の調査を実施する事は難しいですが、各地域においてカワウ対策に取り組むための方針等を示す地域実施計画を策定する際に必要となる場合はご意見を参考に調査を実施します。</p>
---	---	--	--

(5) 被害状況

3	26	<p>漁業被害の算定について、このよう</p>	<p>本文に記載しているものはカワウの</p>
---	----	-------------------------	-------------------------

		な重要な数字は、滋賀県のカワウ個体群の現存量、行動圏を調査し、さらに摂食場所と食性および摂食量等についても直接測定したカワウ群集の生態学的調査・研究によるものでなければならない。	魚類推定捕食量であり、漁業被害額（捕食金額）を示すものではありませんが、表6・7、図28・29に示すとおり、本県でも研究者等により食性調査等が実施されています。より詳細な漁業被害状況を把握するためにはご意見のような調査が必要となってくることから、今後の調査の参考とさせていただきます。
6 被害対策の状況			
(1) 個体数調整			
4	47	沿湖と河川において年間を通じて被害防除として銃器駆除や防鳥網、案山子等様々な手段を実施しているが、せめて竹生島や伊崎半島、葛籠尾崎等のコロニーやねぐらの個体群毎に個体数、行動圏を測定し、摂食場所の調査や、またそれぞれの個体群の摂食場所は重なっているのか、別なのか、個体群の移動は細分化されて移動しているのか等について、カワウ群集の生態学的調査・研究結果を踏まえて対策を策定し、施策内容を推敲したうえで実施すべきである。	各コロニーにおける個体数は年3回調査を実施しており、また竹生島のカワウについてはバンディング調査により分散状況を把握しています。行動圏に関しては、GPS機能を搭載した衛星追跡用送信機を用いた行動追跡調査によるとコロニーから採食地までの距離は15km以内と言われており、漁協等への聞き取り調査等により各コロニーから15km圏内の被害状況についても把握をしています。これらの調査結果等を踏まえ対策を実施しております。ご意見も今後の調査の参考とさせていただきます。
(2) 被害防除			
5	50	少なくとも竹生島と伊崎半島のコロニーの個体群については、個体群爆発の概念に基づいたステージIVの状態にあること理解することが肝要である。精度の高い調査の実施結果を見ないと正確な指摘はできないが、近年、人間による銃器駆除や爆音機等による追い払い等のカワウに対する直接的人為影響が遠のいた結果、再び猛禽類やカラス等によるカワウの親や雛、卵などの数や成長の阻害、サギ類のなわばりの拡大、カワウの糞害による適当な営巣木の消滅、漁獲量の減少等の制御要因が作用してカワウの増殖が自己制御レベル以下に抑えられているものとする。したがって、少な	滋賀県では、従来の散弾銃による個体数調整の他に、繁殖時期にあわせて高性能空気銃を使用した個体数調整を実施した結果ようやく管理できる程度にまで数を減少させることができたものと考えております。引き続き、被害が顕在化していなかった頃のカワウの生息数を目指し、関係者や有識者の意見を参考に対策を実施します。 なお竹生島と伊崎半島の植生被害対策については計画本文に記載しているとおり、竹生島では当面自然遷移に委ねることとしますが、状況に応じて対応していくこととし、伊崎半島については国有林管理者である滋賀森林管理署の計画に沿って表11に

		くとも竹生島と伊崎半島においては、銃器駆除や爆音機等による追い払い等の被害対策を講じるのではなく、植生被害の軽減と植生の復元として、竹生島と伊崎半島の早期自然植生の復元を管理目標の旨とすべきである。	示す区域毎に対策を行い、広葉樹天然林主体の森林へ誘導します。
8 管理の目標			
(4) 個体群の安定的維持			
6	64	1970年代のカワウの全国の個体数が3,000羽まで減少した原因の一つに有機塩素系の化学物質の生物濃縮等が挙げられているが、この当時のカワウの個体数の増減はまだ個体群爆発のステージⅠの状態にあり、多くの猛禽類やカラス等の天敵、サギ類や他の鳥類の影響、間伐などの森林作業などによって、爆発的増殖は制御されており、あくまで自己制御レベル以下での増減現象の一つとして考えるべきである。	化学物質の汚染が減少の原因であることは「環境省（2013）特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き」でも指摘されており、「日本産カワウにおけるダイオキシン類汚染の現状」（井関直正他、日本鳥学会誌 51(1):37-55)でも明らかになっています。
(5) 個体数の目標			
7	64	個体数目標を4,000羽程度としているが、決して人為によって決められ得るものではない。最近の竹生島と伊崎半島のコロニーの個体群については、カワウ自らの糞害や人の手による伐採等によって営巣地の適地・適木の減少、サギ類や他の鳥類の影響、猛禽類やカラスなどの捕食、漁獲量の減少などによって個体数が自己制御レベル以下に保たれており、県内をはじめ、竹生島や伊崎半島の個体数の目標値については、個体群爆発のステージⅠの年代頃の個体数と最近のステージⅣの個体数の範囲に基づいて目標値の決定をすべきである。この目標値であれば、カワウの被害対策としての個体数調整の施策は必要でなくなる。	4,000羽程度という個体数目標は被害が顕在化していなかった1990年代中頃のカワウ生息数を基にしています。また4,000羽は指標であり、生息数や被害状況等に応じて順応的に対応します。
9 施策の内容に関する事項			
(2) 個体群管理			

8	67	<p>個体群管理の施策には、高度なカワウ群集の生態学的な調査・研究によって竹生島や伊崎半島等のカワウ群集の個体数が自己制御レベル以下に制御されている様々な要因を解明することが欠かせず、そうした調査によって明らかにされた様々な要因とカワウ群集の関係を正確に分析・把握したうえで、各要因についてカワウ群集を包含した生態系の継続・保持するための具体的な施策を明らかにし、実施することこそがカワウの個体数の調整目標や個体群の維持管理ということになる。</p>	<p>ご意見の調査には多大な時間や費用等を要することから、参考とさせていただきます。なお、今後とも現在行っているモニタリング調査を継続することとします。</p>
(3) 被害防除			
9	70	<p>植生被害対策として、地域内に管理歩道を整備し、カワウの追い払い、銃器捕獲、繁殖抑制等を実施すれば、カワウの個体群を自己制御レベル以下に制御している様々な要因を除くような結果となってしまう、再びカワウの個体数が増加して、植生被害がさらに増大することが想定される。したがって、植生被害対策としては、枯死した営巣木の伐採や早期植生復元の施策に限られる。</p>	<p>管理歩道の整備については各対策が実施できる最低限の整備とし、植生復元については計画本文に記載しておりますとおり、竹生島では当面自然遷移に委ねることとしますが、状況に応じて対応していくこととし、伊崎半島については表11に示す区域毎に対策を行い、広葉樹天然林主体の森林へ誘導することとしています。</p>
(4) 生息環境管理			
10	71	<p>「植生の復元」における竹生島については、小林圭介（2017）の滋賀県竹生島の植生復元（滋賀自然環境研究会誌，15：7-36）を基本とすべきである。</p>	<p>ご意見の文献についても参考とし、今後の竹生島の植生復元に取り組みます。</p>
10 その他管理のために必要な事項			
(5) 他の生物への影響			
11	75	<p>カワウは捕食する魚類に影響を与えているとしているが、カワウ個体数と漁獲量の推移を見ると、近年のカワウ個体数の減少とともに漁獲量も減少している。もしカワウが琵琶湖の漁獲量に顕著な影響を与えているとしたら、近年はカワウの個体数が減少しているのであるから、</p>	<p>漁獲量減少は魚類の産卵繁殖場の減少や外来魚の影響等様々な要因があり、カワウによる影響はその一つであると考えます。 近年カワウの魚類推定捕食量は図22に示すとおり減少傾向にあります。かつては琵琶湖での漁獲量よりも多い状況が続いていたことから、</p>

		捕食される琵琶湖や河川の魚類が増えて、漁獲量も増加するはずである。しかし、そうした状況でないことから、カワウが琵琶湖や河川の魚類を捕食しているのは事実であるが、捕食量が漁獲量の減少にまで直接影響を及ぼしてはいないということである。	大きな影響を及ぼしていたと考えています。
12	75	サギ類の営巣が阻害されるとしているが、例えば、かつての竹生島の北西側半分の斜面では、湖面に面した下部の斜面にはサギ類のコロニーが、その上部にはカワウのコロニーが分布することによって、この両者は棲み分けをしていた。このことは、サギ類のコロニーによってカワウの個体群の増大が抑制されていたということにもなる。	ここでは竹生島や永原御殿跡を例に、阻害だけでなく、カワウの増減により共存するサギ類等にも影響を与える旨記載しています。 サギ類の営巣等がカワウの分布拡大を制御するかどうかは、様々な意見があり、断定はできないと考えており、参考とします。
13	75	カワウが外来植物を運搬して飛来地の植生を変化させているが、植生学の立場から全く根拠のない記載内容である。もし、そうした外来植物の繁茂した事例があったら、その運搬者はカワウの調査や各種の被害対策作業、土木工事作業に関わった人間や観光客等によって運搬されたものである。	ご意見のとおり、カワウ対策従事者等の人間によるものであることも考えられることから、次のとおり追記します。 <u>「そのほか、カワウ対策の従事者等が作業により立ち入ることによって外来植物等を運搬することも考えられることから、対策地域の他の生物や生態系に影響を与えないよう注意する必要がある。」</u>
14	75	カワウだけでなく他鳥類に関してもモニタリングを行い、実施後の動向を注視することが必要であるとしているが、モニタリングの前提条件として、JIBP-PTの志賀山特別研究地域における鳥類群集研究班が行ったような鳥類群集の生態学的調査・研究として、最低でも県内の全てのコロニーについて、そこに生息する鳥類の各種ごとに個体数、現存量、行動圏や摂食場所と食性および摂食量等に関する詳細なデータに基づいたモニタリングでなければ意味がない。	動向を注視する際はご意見のような調査も必要である場合もあることから、参考とさせていただきます。
15	75	カワウ被害の対策を実施するにあ	ご意見参考とさせていただきます。

	たり、しばしば他鳥類にも影響を与えてしまう場合があるとしているが、カワウ被害対策が他鳥類にも影響与えたことは、竹生島の個体群の爆発的増加を引き起こし、さらに県内に分散して、県内の個体数を増加させた要因の一つでもある。	
--	--	--

2. 市町等関係機関への意見聴取により寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
5 現状			
(2) 生息状況			
1	5	文字が小さく、見づらいので、もう少し見やすくしては。	ご意見のとおり修正します。
2	12-13	凡例の文言が「各ねぐらの羽数」となっているが、「各ねぐら等の羽数」の方がよいのでは。	コロニーについてもねぐらであることには違いがないことから、あわせて「ねぐら」としており、原案のとおりとします。
3	14	「夏型ねぐらと冬型ねぐらの分布」となっているが、「夏型ねぐら・コロニーと冬型ねぐら・コロニーの分布」が適切では。	同上
(5) 被害状況			
4	28	天野川の地図記載をコロニーとされているが、ねぐらの誤りでは。	ご意見のとおり修正します。
9 施策の内容に関する事項			
(3) 被害防止対策			
5	69	<p>◆平成 29 年 12 月 6 日付滋鳥獣第 166 号 協議意見に対する県の考え方(回答)意見等番号 22 番では、「地域実施計画は必ずしも県が策定するものではなく、被害状況に応じて適当な者が主体となり関係者が連携して策定すべきものとする。」と回答され、県計画(素案)では、「漁協または市町が地域実施計画を策定する」とされている。</p> <p>図 48 では、漁業被害防止対策は県水産課の役割とされているとおり、特に水産被害については今後も県が主体的な役割を果たすべきと考えられる。</p> <p>また、カワウ被害対策(生活環境被害を含む。)は、一地域で対策をすれば、市町域外、県外へ波及する広域行政であり、本来は、県が地域実</p>	<p>水産被害については、県が主体的に実施すべきであると考えことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「したがって、現場に即した効果的な防除対策を実施するため、<u>県</u>または漁協は、地域実施計画を策定し、<u>市町</u>や関係行政機関、試験研究機関などの関係者と連携して対策を推進することが望ましい。」</p>

		<p>施計画を市町の協力を受けて策定すべきと解する。市町が対策を行えば、カワウの押し付け合いになるのではないか。よって、次のとおり修正が適切と思われる。</p> <p>【修正案】「漁協または県が地域実施計画を策定し、市町や関係行政機関、試験研究機関等…望ましい。」</p> <p>◆その他、先般の市町意見への回答に「広域的な調査等については県が実施するが、スポット的な被害に関するモニタリングは市町や漁協により実施されるべき」とされているが、76頁の図48では、漁業被害防止対策は県（水産課）の役割とされており、県はモニタリングをせずに漁業被害防止対策をするのか。「県は対策の効果の評価、検討を行う」とされているが、対策を市町と漁協だけが行い、県は対策の効果の評価ができるのか。市町が実施するよりも県が直接実施することが効果的ではないか。</p>	
10 その他管理のために必要な事項			
(1) モニタリングの実施			
6	73	<p>本項は漁業被害からの防除なのか、生活環境被害の防除なのか不明確。もし、漁業被害であるならば、「漁協等防除実施主体は…毎年記録する。また、県内の被害対策実施状況を、県は漁協などと連携し把握を行う。」とされるべきではないか。</p>	<p>現状の実施状況を踏まえた記載であるが、漁業被害に限った項ではないことから、原案のとおりとします。</p>
7	73	<p>竹生島等、県事業での捕獲も実施されているため、県または市町等は…とされるべきでは。</p>	<p>「県に報告をする」ことを求める記載であり、原案のとおりとします。</p>
(2) 情報の収集と共有			
8	73	<p>図48では県の役割とされている。「県は…」と記載されるべき。他の項目でも主語が記載されているのに整合が図られていない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>県は</u>、野鳥の会など日頃から野鳥を観察されている方をはじめ広く県</p>

			民に協力をお願いし情報の収集に努めるとともに、早期に地域におけるカワウ対策の体制が整備できるよう必要な関係機関に情報の伝達を行う。」
(6) 計画の実施体制			
9	75	「県では」という記載は不要では。	削除するとどこに属する課かわからないことから、原案のとおりとします。
10	76	市町の欄に「各地域におけるカワウ対策の実施」とあるが、上記記載のとおり、県が地域で主体的役割を果たすべき事案もあると解する。 他県では県が主体的に対策を進めることとされている先進事例もある。地域で起きた事案であるから地域＝市町が実施すべきとされるのはカワウ対策になじまない。	カワウによる被害は広域的な事情になりやすく、その場合図 48 に示しているとおりに県が主体となり市町等関係機関と連携し対策を実施すべきであると考えますが、局所的な被害も現に起きており、市町が主体となり取り組むべき場合もあることから、図 48 の表現となっております。
11	76	本計画の文中に、各対策等の実施主体が示されていたり、示されていないかたりする事例がある。整合を図られるべきでは（図 48 に、実施体制の記載を委ねられるのであれば、図 48 は曖昧な記載が多く、実効性が無いと思われる。）。 全般的に市町が地域での実質的な対策を行うことを前提とされているが、上記のとおり、カワウ対策は各地域で取り組む以前に、広域行政として取り組むことが必要であり、県のリーダーシップを果たしていただきたい。	カワウ対策については、その状況等において実施体制が左右されることから、基本的な実施体制として図 48 を示しております。必要な場合は県が地域別協議会を開催するなどし、その状況に合わせ地域実施計画を定め実施体制を決定したいと考えております。
12	76	県、市町等が調整を行うことで合意形成を図るとされているが、県、市町等が調整を行うことで、広く県民の合意形成を図ることが出来るのか。県のリーダーシップが必要ではないか（県民の合意形成を図る主体は県ではないのか。）。	ここでいう「広く」とは「多くの関係者」という意味でしたが、図 48 等の「広域」と混同しやすいことから、以下のとおり修正します。なお図 48 等に記載しているとおりに、複数の市町を跨るような被害への対策に関しては県が、1 市町等で完結するような局所的な被害への対策に関しては市

			<p>町等が主体となり合意形成を図る必要があると考えております。</p> <p>「特定管理計画に基づく施策の実施にあたっては、計画内容やモニタリング結果などの情報公開に努め、滋賀県カワウ総合対策協議会などを活用しつつ、県、市町等が調整を行うことで、漁業者（団体）、自然保護団体など、<u>関係者</u>との合意形成を図る。」</p>
13	77	<p>主語が無い。地域別協議会（ブロック会議）は、県が市町等関係機関の協力を得て開催されることが適切ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「関係機関で連携した地域での対策を実施するため、必要に応じて<u>県</u>は地域別協議会（ブロック会議）を開催し、地域関係者の合意形成を図る。」</p>

3. 県素案（県民政策コメント案）からの修正点

頁	計画素案（県民政策コメント案）	修正案
<p>p. 5 図 3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正 </div>	<p>図 3 の文字を見やすく拡大修正。</p>	
<p>p. 28 図 24</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正 </div>	<p>図 24 の天野川の標記をコロニーからねぐらに修正。</p>	
<p>p. 69 33 行目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正 </div>	<p>したがって、現場に即した効果的な防除対策を実施するため、漁協または市町は、地域実施計画を策定し、関係行政機関や試験研究機関などの関係者と連携して対策を推進することが望ましい。</p>	<p>したがって、現場に即した効果的な防除対策を実施するため、<u>県</u>または漁協は、地域実施計画を策定し、<u>市町</u>や関係行政機関、試験研究機関などの関係者と連携して対策を推進することが望ましい。</p>
<p>p. 73 28 行目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正 </div>	<p>野鳥の会など日頃から野鳥を観察されている方をはじめ広く県民に協力をお願いし情報の収集に努めるとともに、早期に地域におけるカワウ対策の体制が整備できるよう必要な関係機関に情報の伝達を行う。</p>	<p><u>県は、</u>野鳥の会など日頃から野鳥を観察されている方をはじめ広く県民に協力をお願いし情報の収集に努めるとともに、早期に地域におけるカワウ対策の体制が整備できるよう必要な関係機関に情報の伝達を行う。</p>
<p>p. 75 21 行目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正 </div>	<p>そのためカワウの生息が森林や湖など周辺の生態系や他の生物に与える様々な影響についても注視する必要がある。</p>	<p>そのためカワウの生息が森林や湖など周辺の生態系や他の生物に与える様々な影響についても注視する必要がある。 <u>そのほか、カワウ対策の従事者等が作業により立ち入ること</u>で外来植物等を運搬することも考えられることから、<u>対策地域の他の生物や生態系に影響を与えないよう注意する必要がある。</u></p>
<p>p. 77 1 行目</p>	<p>特定管理計画に基づく施策の実施にあたっては、計画内容やモニタリング結果などの情報公開に努め、滋賀県カワウ総合対策協議会</p>	<p>特定管理計画に基づく施策の実施にあたっては、計画内容やモニタリング結果などの情報公開に努め、滋賀県カワウ総合対策協議会</p>

<p>※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正</p>	<p>などを活用しつつ、県、市町等が調整を行うことで、漁業者(団体)、自然保護団体など、広く県民の合意形成を図る。</p>	<p>などを活用しつつ、県、市町等が調整を行うことで、漁業者(団体)、自然保護団体など、<u>関係者</u>との合意形成を図る。</p>
<p>p. 77 4行目</p> <p>※ 市町等への意見照会による意見に基づく修正</p>	<p>関係機関で連携した地域での対策を実施するため、必要に応じて地域別協議会（ブロック会議）を開催し、地域関係者の合意形成を図る。</p>	<p>関係機関で連携した地域での対策を実施するため、必要に応じて<u>県</u>は地域別協議会（ブロック会議）を開催し、地域関係者の合意形成を図る。</p>